

1965年度長野市議会臨時会会議録

1. 1965年2月22日第22回長野市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉嘉定 亮
3番	天久盛雄	5番	石川 興 大
6番	仲村 壽 栄	8番	石田 英 正
9番	安里 安 明	10番	又吉 正 弘
11番	石川 繁	12番	大川 昇 永
13番	伊佐 真 得	14番	仲村 喜 行
15番	宮城 盛 昌	16番	宮里 敬 幸
17番	伊佐 貞 寿	18番	中里 幸 助
19番	武島 行 男	20番	仲 村 盛 光
21番	古波 蔵 清次郎		

3. 不応招議員は次のとおりである。

4番	安次宮 盛 信	7番	橋 嶺 正 賢
----	---------	----	---------

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 春 勝	助役	具 屋 真 徳
総務課長	松川 正 誠	住民課長	仲村 春 信
民生課長	当山 全 壽	財政課長	奥里 裕 俊
経済課長	伊佐 友 誠	建設課長	島袋 昌 兼
水道課長	国吉 真 義	消防団長	大城 仁 幸

7. 議会事務局職員の出席者

局長	宮城 光 雄	書記	島袋 真 田 知 念 善 光
----	--------	----	----------------

1965年度宜野湾市議会臨時会会議録

1. 1965年2月22日第22回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉嘉定亮
3番	天久盛雄	5番	石川真六
6番	仲村春果	8番	石田英正
9番	安里安明	10番	又吉正弘
11番	石川繁	12番	大川川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永
15番	宮城盛昌	16番	宮里敏行
17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光
21番	古波蔵清次郎		

3. 不応招議員は次のとおりである。

4番 安次富盛信      7番 稲嶺正康

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳
総務課長	松川正誠	住民課長	仲村春信
民生課長	当山全喜	財政課長	奥里将俊
経済課長	伊佐友誠	建設課長	島袋昌兼
水道課長	国吉真義	消防団長	大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城光雄 書記 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。

日程第2. 会派署名議員の指名について。

日程第3. 議案第1号、宜野湾市、中城村及び北中城村合併  
促進協議会規約について。

~~日程第4. 議案第2号、~~

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について。

日程第2. 会議録署名議員の指名について。

日程第3. 議案第1号、宜野湾市、中城村及び北中城村合併  
促進協議会規約について。

~~日程第4. 議案第2号、1-9~~

議長～出席11名であります。市町村自治法の第53条によつて議会は成立しております。よつて只今より65年度の第22回宜野湾市臨時議会を開会致します。(午前10時35分)

議長～暫休憩致します。(午前10時36分)

議長～再開致します。(午前10時40分)

議長～日程第1の会期の決定についてお諮り致します。

議長～只今休憩中に各相談致しました様に会期は22日から24日までの3日間としたいと思いますがお異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので22日から24日までの3日間と決定致します。

議長～次の日程第2議事録署名議員の指名について例によつて議長が指名でよろしゅうございますか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので議長が指名致します。

議長～6番の仲村春興議員、16番の宮里敏行議員にお願い致します。

議長～次は日程第3に入る前に暫休憩致します。(午前10時41分)  
1番、5番、8番、13番、17番の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前10時45分)

日程第3議案第1号、宜野湾市中城村及び北中城村合管促進協議会規約についてを上提致します。案に付まして一応事務

議長～出席11名であります。市町村自治法の第53条によつて議会は成立しております。よつて只今より65年度の第22回宜野湾市臨時議会を開会致します。(午前10時35分)

議長～暫休憩致します。(午前10時36分)

議長～再開致します。(午前10時40分)

議長～日程第1の会期の決定についてお諮り致します。

議長～只今休憩中に相談致しました様に会期は22日から24日までの3日間としたいと思ひますがご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので22日から24日までの3日間と決定致します。

議長～次の日程第2議事録署名議員の指名について例によつて議長が指名でよろしゅうございますか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので議長が指名致します。

議長～6番の仲村春果議員、16番の宮里敏行議員にお願い致します。

議長～次は日程第3に入る前に暫休憩致します。(午前10時41分)  
1番、5番、8番、13番、17番の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前10時45分)

日程第3議案第1号、宜野湾市中城村及び北中城村合併促進協議会規約についてを上提致します。案に付まして一応事務

局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由はプリントにされた通りであります。1 応その経過を申し上げますと、9日にこの議会に諮問案件案と出し、促進協議会の発足を期して、この議会に諮問案件を出した答申が得られ、その中でよく日中城と地方課に連絡致しまして1日に規約の起草を準備して、第1回に集つてそれを完成し、1日であり、これを17日に議会の方で決まれば、今月の7日に1日告示して、その1日にこの協議会を発足しようという話になります。この関係市村はどの市村も2日までするべきで、今日これを提案した訳であります。よろしくお願ひ致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時50分)

議長～再開致します。(午前10時51分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

3 番～先程の市長さんの説明の中に17日に会議をもつて基本的な3月1日に促進委員会を発足してやるという事であり、新報によりまして3月1日にそれが発足致しましてそれが発足致しまして7月1日の目標で進んでいるんだと云うような考え方が打出されておる様であります。どういふ点まで大體基本方針を打出されたかどうかです。それをお聞ひ願ひしたいと思います。

市長～新聞報道で7月1日ということが今までに何回か出たので

局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由はプリントにされた通りであります。1応その経過を申し上げますと、9日にこちらの議会に諮問案件と出した促進協議会の発促をどうするかについての諮問案件と出した答申が得られましたのでよく日両中城と地方課に連絡致しまして11日に規約の起草を作る準備で関係市村の村長並びに議長、こちらに集つてもらつて第1回の準備会を持ちましたが、1日で終わらないで次に17日に更に集つてそれを完成した訳であります。それで1応この規約案を3市村ともこれを議会に提案致しまして議会の方で決定になつたならば今月の27日に1応告示して、そして3月の1日にこの協議会を発足しようという話合いになつておりますので関係市村はどの市村も25日までにはこれを議会で済ましてもらうようにと云うことになつておりますので今日これを提案した訳であります。よろしくご審議の程をお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時50分)

議長～再開致します。(午前10時51分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

3番～先程の市長さんの説明の中に17日に会議をもつて基本的に3月1日に促進委員会を発足してやるという事でありませんが、新聞報道によりますと3月1日にそれが発足致しましてそれが発足致しまして7月1日の目標で進めているんだと云うような考え方が打出されておる様であります。どういふ点まで大体基本方針を打出されたかどうかですねそれをお聞きしたいと思います。

市長～新聞報道で7月1日ということが今までに何回か出たので



して云、蓋会な  
足かすい協事  
発いさる進云  
にや思すらと  
2月じとどか  
りんたどれま  
の良だでこ決  
初方本目せん  
最たの何まう  
つし人はりう  
とに個てあり  
はる長つてそ  
これ村にやつ  
れ併城これよ  
す併中は決方  
を合北役なめ  
あり月うその  
の進め思  
ると

3 番 ~ も用なばお対いおる。  
にのがれてにとがなれ  
合民れなれ併かつ分す  
場作こにわ合る本意物で  
のぞ、と現のめにりてか  
問面がこも進にこどつあ  
路うたうにつかう訳にぞ  
の云しい上つかう向案  
置とま算ないいう向案  
設いい足予に併そ然の  
のなき究うと併そ然の  
会てさがいと合全併今  
委員つで会とうは務ら合の  
委分事員得いり任かてい  
の自と促民説い員てにあ願  
部体い進の得う会自対く  
この自と促民説い員てにあ願  
と民だぐ住の民声進せ住はせ  
とだ必にめ住の促りて向開  
るまが問たが住の促りて向開  
すは底ん進ます住うでと  
うれ微れ進ます住うでと  
そこれ知され進ます住うでと

議長 ~ 19番議員の出席を報告致します。

市長 ~ つがとだこの宣会んに  
る代と意で合出ル懸す決は  
して民の影たがぶ若う併  
めく市め民の段し0各部併  
は最も全政協議9は合  
分はは市すの進もらてか  
充はふ野まりつか算れ  
何はこ直り立れか予こと  
のほは直り立れか予こと  
民のほは直り立れか予こと  
住いと、これ部は議す  
はと、これ部は議す  
提すのは、これ部は議す  
のますは、これ部は議す  
段ありつは、これ部は議す  
段ありつは、これ部は議す  
在りて奉て私にそ、う村  
通も議云うしを法うと伝を  
も議云うしを法うと伝を  
も議云うしを法うと伝を

あります。これはずつと最初の集りに2月に発足して7月頃合併出来る様にした方が良くないかと云う。北中城の村長の個人の見解だつたと思います。その後これについては何月までにどうするといふ基本的な決定はやつてありません。これから促進協議会の進め方によつてそういうものは決まると云う事になると思います。

3 番～そうすると、この前の委員会の設置の諮問の場合にもこれはまだ住民自体も分つてないと云う面で住民の周知徹底が必要だといふ事でございましたが、これがなれば間にすゝ促進委員会が発足ということになれば促進のための住民の説得という予算上にも現われておりますが住民の説得ということになつてこの合併に対する住民の戸とより合併をいかに進めるかといふような促進委員会の任務はそういうことになつておる訳でありまして自ずから全然違ふ訳であります。市長として住民に対して合併の方向について充分な住民の意向をあくしての今の提案であるかです。それをお聞かせ願いたい。

議長～19番議員の出席を報告致します。

市長～現在の段階の提案は住民の何は充分はあくしているつもりであります。というのはこれは最も市民の代表が議会でありますので。こういうふうに進めて行こうと云う事については、これは宜野湾市の全住民の意思だとして私は進めて来た訳であります。次の段階で尚これをさらに細かく各部落に立入つての徹底した合併の方法やその他についてはこれから促進協議会が出来るという、この促進協議会の予算にも900ドルの宣伝費というのがあります。これからは各部落懇談会をどの市村も部落単位ですつと回つてこうするんだということをも住民に徹底せしめてから合併の決定には移るところ願つておりますので今の段階としてはす

べて各市村とも住民の意思をくみとつてこれを促進しようという筋は持つて来たところというふうを考えております。

3 番～住民の意向を我々が代表していると議会が代表しているという先づきの答弁であります。あの場合にも我々とは1応促進というのには必要だと将来においての合併というのには認めていると、しかし時期の問題でこれは充分検討の必要があるという事は申し上げておつたと思つております。この問題におきましても結局促進委員会となつていふ事になれば合併をいかにさせるというのが大きくなるか、住民の共してこの合併においての問題を充分住民の意向を反映しているか、そういうものも1応立入つての必要があるんじゃないか、どうかと云う様な事を促進委員会や部会等が取りましても、これは住民の意向と云う事は全然取り入れられぬ我々の合併の方向においては、おのづからその促進委員会や部会等とは全然おのづから違ふところがあると思つておるが、その点については市長の考えとしては我々のこの問題に際しては、時期的問題があるという事は、申上げておると思つておるかと云うか。

市長～時期の問題は繰り返して申し上げますが、まだ決つておりません。促進協議会でこれからその進め方によつて或は順調に進めば今のお話の様に7月1日に間に合つかうかも知れませんが、それが順調に行かないといふとずれて行くという事になります。それから只今の促進するかどうかを住民の意向を聞いてといふことですが、3番議員のおつしやる様に出来る事なら1人

べて各市村とも住民の意思をくみとつてこれを促進しようという所は持つて来たところというふうに考えております。

3 番～住民の意向を我々が代表していると議会在代表しているという先づきの答弁であります。あの場合にも我々は1応促進というのは必要だと将来においての合併というのは認めていると、しかし時期の問題でこれは充分検討の必要があるという事は申し上げてあつたと思ひます。この問題におきましても結局促進委員会という事になれば合併をいかにさせるというのが大きな目的でありまして、その前に打つべき手はないかどうか。住民の具してこの合併においての問題を充分住民の意向を反映しているか、そういうものも1筋立つての必要があるんじゃないかどうかと云う様な考えは促進委員会の予算で部落懇談会がありますが、これは促進させるための懇談会でありましてほんとうの住民の意向と云う事は全然取り入れられんで我々は合併の方向において納得させるという様な促進委員会じゃないかと思ひます。おのずからその前の住民に対する意向を聞くというのと、又合併を促進させるという懇談会とは全然おもむきが違ふんじゃないかと思ひますがその点につきましては市長さんの考えとしては我々のこの前の総意は時期的に将来において合併は必要であるが時期的に検討する所があるという事ははつきり申し上げてあると思ひますが、その点は考慮なされておるかどうかですね。

市長～時期の問題は繰り返して申し上げますが、まだ決つておりません。促進協議会でこれからその進め方によつて或は順調に進めば今のお話の様に7月1日に間に合つかも知りませんが、それが順調に行かないといふとずれて行くという事になります。それから只今の促進するかどうかを住民の意向を聞いてということですが、3議員のおつしやる様に出来る事なら1人



1 人の全市民の意向によつてこれを決めるべきであり  
ますが、おそらくこういふ進め方に全市民の声を聞いて  
これを取り決めるということとは困難でありますので  
1 応市民の代表である議会に諮つて、これを進めた  
訳であります。3 番議員のいわれる様に各部落に行つ  
て住民の意見を聞くことになりまると、それは日  
ではいえるんだが、それをどうまとめるかについて  
おそらく不可成じやないかと思ひます。幸いにど  
の市民もどうぞ早く進めなさいと云う事にまれば  
訳はないんですが、色々これが異論でも出た場合には  
市長から部落まわりをして聞いてもそれがまとまら  
んといふことになると、何事になつても不可成で終  
るというふうな好になりませんかと思ひますので、  
意見をまとめるにはこれから促進するかどうかにつ  
いてその意見を聞くには市の最も最高の議会に尋ね  
た方がよいだろうといふので今の様な進め方を取  
つてあります。

3 番 ~ 合併促進委員会の発足であります、先の委員会の場  
合にも諮問の場合にも時期は充分将来においては必要  
であるが、現段階においては充分なる住民の声を聞く  
必要があるといふことをお伝えした訳であります、  
17日18日の集りの中で3月1日を発足の時期と先  
つき市長さんは答弁なされた訳であります、この時  
期にあえてやらなければいかん理由がどこにあるか、  
その点の真意をお聞かせ願ひたいと思つております。

市長 ~ 本年度この促進協議会を発足してやるには結局7月ま  
でに色々予算面の獲得といふことが大きな仕事がある  
次の3市村の合併した場合の予算を獲得するには早め  
にやつてそれにかからないといふと、結局不利になる  
のでなるべく早めにこの促進協議会を発足してこの予  
算獲得にも活動出来るようにしたいと云う所からこれ  
を早くしたといふ理由であります、別に法的や或は政  
府からその日にやらねばならんといふ決まりきつた指

示がある訳ではありません。

3 番～すでに政府予算は査定は終りまして立法院に提出する段階でございまして、大期に非ざるやうな問題でございまして、

市長～只今のものは、政府予算の検討はなされての事かというご質問でありますか。

3 番～はい。

市長～まだその検討は致しておりません。

3 番～予算獲得というのは、市町村に対する独自の予算である訳ですね。独自の予算の獲得のためにそれを3月1日だということですね。

市長～目的の所に新市建設計画の策定これに要する予算の獲得であります。

3 番～これは市町村負担ですか、それとも政府の予算枠であるのか。

市長～政府のです。

3 番～この面においては、すでに査定は終つておると思いますが、時期にずれて10月、或は12月が1番いい時期だという様な話も聞いておりますが、7月の発足に間にあうかどうか、充分に間にあうかどうか。

示がある訳じやありません。

3 番～すでに政府予算は査定は終りまして立法院に出す段階になつておりますが、予算の決定時期は7月1日でございますが、それにおいてすでに政府の予算としては大まかに二次査定も終つておる段階でありまして、時期的に非常におそいと今年度に間に合にくいというような事も考えられますが、それは充分検討されて後の問題であるかですわね。

市長～只今のものは、政府予算の検討はなされての事かというご質問でありますか。

3 番～はい。

市長～まだその検討は致しておりません。

3 番～予算獲得というのは、市町村に対する独自の予算である訳ですわね。独自の予算の獲得のためにそれを時期的に3月1日だということですか。

市長～目的の所に新市建設計画の策定これに要する予算の獲得であります。

3 番～これは市町村負担ですか。それとも政府の予算枠であるのか。

市長～政府のです。

3 番～この面においては、すでに査定は終つておると思うんですが、時期的にすでに10月、或は12月が1番良い時期だという様な話しも聞いておりますが、それについてそういう遅れておるという感じがしますが、7月の発足にまにあうかどうか。充分にまにあうかどうか。



市長～その通の政庁との折衝はこれからその策定を持つてこれこれの予算を補助してくれといふことは求められず、進協定で策定もといふこともいえないし、又完全な得られといふことも今の所まだ折衝もやつておきるのでお答え出来ない訳であります。

5 番～湾球政内務局地方課の瀬さんによりますとこの市町村合併の手引きそのページには市町村の市民が合併に對して気が高まつたらという前提になつておき、併して今この條件といふふうにとちらも市町村早急合併を前提として提案事項であります、市長と市長を早急に合併すべきだといふことと對して、宜野湾市民は気が高まつていふふうにお考えでありますか。

市長～そういうふうにお考えしております。

5 番～何かそうお考えに至るまでに資料なるものがあつたでしょうか、市長独自の單なる推測でありますか。

市長～付属機関の調査会なんかをもつてその資料を得ての私の見解であります。

5 番～調査会長にお尋ね致します。合併調査会がその調査の結果によりまして早急に合併すべきだといふ市民の世論をどういふふうにつかまれたか、具体的にお願ひ致します。

助 役～別につかんでおりません。

5 番～今の市長の説明によると調査会から得たといふ様な答弁でありませう、どういふ事でもありますか、調査会長の説明によればないとの事でもあります。

市長～その辺の政府との折衝はこれからその策定を持つてこれこれの予算を補助してくれということはこれから促進協議会で策定にもとずいて政府には要求しますので全然得られんということもいえないし、又完全に得られるということも今の所まだ折衝もやつておりませんのでお答え出来ない訳であります。

5 番～琉球政府内務局地方課の編さんによりますところの市町村合併の手引きその9ページには市町村の市民が合併に対して気運が高まつたらという前提となっております。そこで市長にお尋ねしますが前回の諮問事項そして今回の案件というふうにどちらも市町村早期合併を前提としての提案事項であります。市長としては早急に合併すべきだということに対して、宜野湾市民は気運が高まつているというふうにお考えでありますか。

市長～そういうふうにお考えしております。

5 番～何かそうお考えに至るまでに資料なるものがあつたでしょうか。市長独自の単なる推測でありますか。

市長～特別機関の調査会なんかをもつてその資料を得ての私の見解であります。

5 番～調査会長にお尋ね致します。合併調査会がその調査の結果によりまして早急に合併すべきだという市民の世論をどういうふうにつかまれたか。具体的にお願ひ致します。

助 役～別につかんでおりません。

5 番～今の市長の説明によると調査会から得たという様な答弁であります。どういう事でしょうか。調査会長の説明によればないとの事でしょうか。



議長～暫休憩致します。(午前11時5分)

議長～再開致します。(午前11時6分)

議長～18番議員の出席を報告致します。

市長～市民の合併についての気運が高まっているという事はこれまでの議会の諮問の中にも早くこれを促進する様にといい意見もありましたし、それから調査会に対しては、有利になる点それから懸念される点、それを挙げる様にした別に市民からの懸念される点も何もなかったものとしてすべては有利になる点だという報告がありましたので、これは市民でもこの促進については気運が高まっていると私は解しておりません。もし市民の中に合併して困るといふ点が挙げられるんだつたらあの調査会の中に現われて来るものと私は考えておつたのが別にそういう事は無いというふうになっています。

5番～市民の声を聞きますとこの合併に関する新聞記事を見て始めてそれを知つたといつた様ないわゆるねみに水みたいな印象で受取つております。そこでどうしてそういうふうによぶからぼうみに急にそこまで、つき進めなくちやいかなかつたかという事に対しては、非常に市民の間には、今疑惑が持たれております。納得しておりません。なぜ宜野湾市が現在において急に南中城村と合併しなくちやいかないうふうに感じたか。その辺を市民にまだいわゆる知らずというふうな当局としての仕事もやつてないでいきなり議会にこういうのを持ち出して「待つたなし」みたいな格好ですぐ又その結論として新聞記事にああいうふうに出されている。そこで市民としては、非常に、いつたいどうなつているのか、そういう様な印象を持っております。私が考えますにここで今実際に又今日協議会設置に関する案件が出されておりますが、ここに至る

も耐い揚うそい本直の。長  
 年校や立ど。何のがの長ん市  
 ケでちうばすおをかて懸せく  
 2場くい眞まに何れしる寄し  
 も立なう懸り長至なとすり詳  
 年のがそのお市にい長対おしす  
 1各切す当え私きみ灣併んうり  
 ても編まる考もみ力野合かもお  
 くてなりすににふ圧宜村つてて  
 在し様お開う会てるの町だいつ  
 や対してにふ懸まゆら市まつ思  
 じにつつ併うのこわかのがはと  
 し民い思合い程そい自て迎迎い  
 少市ととのう先がな長いのた  
 しいえい合。点南ら。茶とばき  
 少置手な編いる。えかにから開  
 ろををや内なわが加う念るな  
 も間余じしちらたら信あをを  
 は期機んまおえしかかのてしえ  
 ににるい見に考ま他たらしま考  
 で分やならふでしかつを出来お  
 米充をかかもと敢何か揚打出の

市長～

つりたりつ早しそ訳所絶いの  
 又ぞ待らに期い。い今私とそ  
 かのれきそはしるか別気ら。  
 のえこつて今来るいとうなで  
 急おかは足隊をもけえとれん  
 はなれれば発案併事行考るけせ  
 なるば。会声はけにかをしりす  
 そいれん。或か向所方又おま  
 て下けせ協民るを方うめ、てし  
 つつなま進市したうい進すつ  
 がに力ありにも懸待とを機いか願  
 力と圧も擧で問にい。ぐなはお  
 のう何訳ける割大米せにおと了  
 けらう別いし。と併り兼つもく  
 他しがと申めか後合あの特力良  
 今なすしし進と令がも長に圧は  
 只たまな返ているれで市対る点

番～

かを鼻はし  
 とた盤会  
 いつ自  
 がら南すこ  
 期かはまこ  
 だ立すざれ  
 きのまここ  
 に念いで  
 か懸て懸す  
 確はしるま  
 通懸開て出  
 るばおしも  
 やれがき事  
 つが。おめ  
 の理まを止  
 市のれえ  
 今他ら考問  
 只そかのこ

までにはもう少し、少しじやなくて1ヶ月も2ヶ月も充分に期間を置いて市民に対しても各々の立場で検討をやる機会を与えたいとつた様な親切心がなくちやいかならんじやないかと思っております。そういう立場から見ました場合この合併に関する当局の態度はどうかふにおちない。そういうふうにも考えております。そこで考えられる点は先程の議会にも私は市長にお伺い致しましたが、市長がそこまでふみきるに至つたのは何か他から加えられたいわけの圧力みたいなのがなかつたかどうか。市長自からの宜野湾市長としての立場からの信念に基づいての市町村合併に対する態度の打出しであるかどうかその辺がまだつかんでおりません。出来ましたらその辺についてももう少し詳しく市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

市長～只今他からの圧力があつてそんなに急ぐのか。又待つたなしということになつている様なお考えの様であります。別にも何の圧力もなければそれからこれが待つたなしという訳でもありません。これは先つきから繰り返して申し上げる様に促進協議会を発足してそこよつて進められるんでもし市民の声が実際に今は時期が早いとか、時期の問題にしろ或は合併をするしないにしろ今後とも大いに待つたをかける事も出来るし、又それが合併出来ないという方向にも行けないかという訳でもありません。そういう所から考えると別に今の所市民の意思にそぐ様な進め方をするという気持は私絶対に持つておらないです。又しなればならないという圧力もそこにはかかつておりませんので、1つその点は良くご了承お願い致します。

5番～只今市長のおつしやる通り確かにまだ時期が早いとかその他の理由があれば議会は議会の立場から待つたをかけられます。私がお聞きして居ますのは市長自衛身のお考えを今お聞きしておる訳でございます。議会はこの問題を止める事も出来ます。これはここに提案し



ておるのは執行当局であります。提案する前までは  
それなりの信念があつて根拠があつてやはり提案さ  
れたと思ひます。私は当局のお考えを聞いてゐる訳で  
あつて、議会はこれからこの問題に対して結論を出し  
ます。私がお聞きしておるのは市長のお考えをお聞  
きしておる訳でございます。



市長～促進してよいというふうになつた考えはどこから在れて来たかという事を繰り返しておるんじゃないかと思ひますが、そうでしょう。

五番～そういうふうに解しやくされてよろしいです。

議長～9番議員の出席を報告いたします。

市長～だから今先繰返して申上げますと私としても一応、これを促進してよいかという事については調査会をもつて調査もし、別に何の懸念する事もないかえつてよその所を見た場合には、これを促進した方が早めに促進した方がよいという報告を得ましたので、これを促進協議会を早めに作つて進めたいと思うがという、更に議会にも諮問を得て、これを進めて来ておる訳でございますので、別に市民の意志に反対する様な圧力にかけられて私が進める様な事はやつておらないつもりであります。よろしゆございますか。それからその合併するかどうかの決定的な事については、これは市長工人の意志で出来るものじやなしに、どこまでも議決によつて持つて行くものでありますから、何もこれが待つたなしという事もいえないと。

五番～他からの働きかけを圧力と受取るか、受取らないかは、これは各々その人の主観によりますが私が先き程圧力と申し上げましたのは、いわゆる政府あたりから早くやれやれといった様な勧告を受けるのも一つの圧力じやないかと思ひます。具体的に申し上げた訳でございますが、~~ういつた様な~~ういつた様なことが過去にあつて結局市長が仮にもし目からの意志相反する様な施策を打出すとか、その辺のことがありはしないかという事を懸念しておる訳でございます。私は政府から何かはやくやれやれといわれたから、しかたなくやろうといった様な乗り気ではないが、やつておかないと困るのではないかといった様な、そういう様なことではないですか。(違ふ)

市長～促進してよいというふうになつた考えはどこから生れて来たかという事を繰り返しておるんじゃないかと思ひますが、そうでしょね。

5 番～そういうふうに解しやくされてよろしいです。

議長～9 番議員の出席を報告いたします。

市長～だから今先繰返して申し上げますと私としても一応、これを促進してよいかという事については調査会をもつて調査もし、別に何の懸念する事もなりかえつてよその所を見た場合には、これを促進した方が早めに促進した方がよいという報告を得ましたので、これを促進協議会を早めに作つて進めたいと思うがという、更に議会にも諮問を待て、これを進めて来ておる訳でございますので、別に市民の意志に反対する様な圧力にかけられて私が進める様な事はやつておらないつもりであります。よろしゆございますか。それからその合併するかどうかの決定的な事については、これは市長一人の意志で出来るものじやなしに、どこまでも議決によつて持つて行くものでありますから、何もこれが待つたなしという事もいえないと。

5 番～他からの働きかけを圧力と受取るか、受取らないかは、これは各々その人の主観によりますが私が先き程圧力と慮し上げましたのは、いわゆる政府あたりから早くやれやれといった様な勧告を受けるのも一つの圧力じやないかと思ひます。具体的に申し上げた訳でございますが、~~うかつな事を~~ ういつた様なことが過去にあつて総局審長が仮にもし目からの魁相反する様な施策を打出すとか、その辺のことがありはしないかという事を懸念しておる訳でございます。私は政府から何かはやくやれやれといわれたから、しかたなくやろうといつた様な乗り気ではないが、やつておかないと困るのではないかといつた様な、そういう様なことではないですか。( 運う )

はいわかりました。

市長～この合併問題は、皆様が議員になられる前の議会からの問題でありまして、いわゆる市に昇格する2ヶ年前からの問題でありまして、あの時は私は村長であります、一応は市に昇格してからこの問題はよく検討して進める様にしようということ、今日に至っておりますので、今更ねみみに水というふうな表現はどうかと私は思う。

5番～市民にとっては、そういう印象をもっております。

市長～私はどうかと思います。私は市民に聞いても前から合併の問題はどうなっておりますかと、あつちこつちでもよく聞いておりますので、全然知らなかつたということではなかろうと、これは私の考え方ではありますが、5番議員がそういうふうに見ているのも間違いということではなく、私の見たのとあなたが見たのと違いがあるということは、御了承願います。

5番～ねみみに水というのは、いわゆる合併に関する問題が、今論議されているというそのことについてはありません。新聞の報道によると7月1日には合併宣言まで行くと、いわゆるそのまじかに市長の答弁におきまして、その通りであります。市民は新聞報道を見て、その限りにおいて宜野湾市の合併に対する問題の成行きを知っている暇でございませぬ。私がねみみに水といった様なそういう様な感じを市民はもっているというのは、過去において本当に期間をかけて、そういう様な今宜野湾市は合併問題に対して、どうするかといった様な問題を検討中であるといった様なのを、もう少し余裕をおいて市民にも考えさせておけば、あの新聞記事が出てもそういう様な感じはもたなかつたと思われし、又新聞の報道のまづたくのいわゆる主観で書いたのか、或は又先程の中城村長の話しであつたという様な話もありますが、しかしそういう事実に対する報道をなされた場合には、即座に当局がそれを訂正させるための

はいわかりました。

市長～この合併問題は、皆様が議員になられる前の議会からの問題でありまして、いわゆる市に昇格する2ヶ年前からの問題でありまして、あの時は私は村長であります、一応は市に昇格してからこの問題はよく検討して進める様にしようということ、今日に至っておりますので、今更ねみみに水というふうな表現はどうかと私は思う。

5 番～市民にとっては、そういう印象をもっております。

市長～私はどうかと思います。私は市民に聞いても前から合併の問題はどうなっておりますかと、あつちこつちでもよく聞いておりますので、全然知らなかつたということではなかろうと、これは私の考え方ではありますが、5番議員がそういうふうに見ているのも間違いということではなく、私が見たのとあなたが見たのと違いがあるということは、御了承願います。

5 番～ねみみに水というのは、いわゆる合併に関する問題が、今論議されているというそのことについてはありません。新聞の報道によると7月1日には合併宣言までもつて行くと、いわゆるそのまじかに市長の答弁におきまして、その通りであります、市民は新聞報道を見て、その限りにおいて宜野湾市の合併に対する問題の成行きを知っている訳でございます。私がねみみに水といった様なそういう様な感じを市民はもっているというのは、過去において相当に期間をかけて、そういった様な今宜野湾市は合併問題に対して、どうするかといった様な問題を検討中であるといった様なのを、もう少し余ゆうをおいて市民にも考えさせておけば、あの新聞記事が出てもそういった様な感じはもたなかつたと思われるし、又新聞の報道のまつたくのいわゆる主観で書いたのか、或は又先程の中城村長の話しであつたという様な話もありますが、しかしそういった事実と反する報道をなされた場合には、即座に当局がそれを訂正させるための新聞

社に対する何かの申し入れをやるといつた様な積極性がかけているやに私は感じております。

只自分達がそれはそうでないと分っているという様な感じ方は市民に対するほう仕の精神からどうしても、私は納納得出来ない点があります。今からでもおおくはありませんから、合併に関する今まで報道された新聞記事の中で事実と反することがあれば訂正の申し入れをなされますか。

市長～そういたしたいと思っております。

16番～促進協議会の規約の組織の面でございますけれども、委員は32名で構成されて、それから第6条が3段階階に分けられておりますが、1には役職でもつてあてるといふ様なかつこうで、3番目の場合は非常に幅をもつた様な12人となつておりますけれども、これから行きますと32名以上になるのではないかと思っておりますが、その規約の内容について御説明願います。

市長～第6条の3の関係市町村の区域内の公共団体等の役員及び学識経験者で関係市町村の長が、その協議により定めた者12名、その12名が非常に問題になりましたが、最初は各々4名にしてあつた、各々4名にした場合は間違をおこすからということで12名になつております。これは3市村で12名ということでありまして、そうすれば前の1.2の役職で出される委員と合すると32名になります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時30分)

議長～再開いたします。(午前11時33分)

16番～第11条の件で次の予算案とも関連いたしますが、あくまでも第11条は市町村の経費でまかなわなければいかなというふうな規約を設定しておりますが、関連いたし

社に対する何かの申し入れをやるといつた様な積極性がかけているやに私は感じております。

只自分達がそれはそうでないと分つているという様な感じ方は市民に対するほう仕の精神からどうしても、私は納納得出来ない点があります。今からでもおくはありませんから、合併に関する今まで報道された新聞記事の中で事実と反することがあれば訂正の申し入れをなされますか。

市長～そういたしたいと思っております。

16番～促進協議会の規約の組織の面でございますけれども、委員は32名で構成されて、それから第6条が3段階階に分けられておりますが、1には役職でもつてあてるといふ様なかつこうで、3番目の場合は非常に幅をもつた様な12人となつておりますけれども、これから行きますと32名以上になるのではないかと思ひますが、その規約の内容について御説明願ひます。

市長～第6条の3の関係市町村の区域内の公共団体等の役員及び学識経験者で関係市町村の長が、その協議により定めた者12名、その12名が非常に問題になりましたが、最初は各々4名にしてあつた。各々4名にした場合は間違をおこすからということと12名になつております。これは3市村で12名ということとあります。そうすれば前の1.2の役職で出される委員と合すると32名になります。

議長～暫休願ひいたします。(午前11時30分)

議長～再開いたします。(午前11時33分)

16番～第11条の件で次の予算案とも関連いたしますが、あくまでも第11条は市町村の経費でまかななければいかんというふうな規約を設定しておりますが、関連いたし

ますので、次の予算の内容とも関係いたしまして、自主的に宜野湾市が両中城と合併すべきであるというふうな基本態度がありますならば、自主財源をもつて、予算にもお持ち込むべきではないかというふうな考え方にも立ちますけれども、この趣旨と次の案件との関連について、さしあたりこういうふうなトーンでもつてやっておこうというお気持ちであるのか、それとも又自主財源を免ず当初の計画にお持ち込んでやるべきお考えはないかどうかその辺についてお聞かせ願います。

市長～協議会の経費、第11条協議会に要する経費は関係市村が負担し、その負担額・交出方法・その他必要な事項は関係市村の長が協議して定める。これについて補助金をもらわないで自主財源でやるという気持はないかという御質問ですか。

16番～自主的に両中城と合併する基本態度がございましたならば、次の事件の予算の面におきましても、政府の補助金だけでなくして、自主財源をもつて、予算更正もすべきではないかと、さしあたり3月1日の持込であるならば政府の補助金だけで進めて行こうという様なお考えであるのか、その後についての市町村の負担といった面においてどうい様なお考えをもっておられるか。

市長～この第11条にあります様に、関係市村長が協議して、政府補助金によつて進め様という考えではありません。

16番～只今の市長さんの御答弁の中に補助金によつて促進協議会を進め様とお考えの御説明がございましたけれども、宜野湾市自体が自主的にやろうということがございましたならば、政府の補助金はなくともやらなくちやいかんと思います。そういうふうな基本的なお考え方はないかどうか。

市長～政府の補助金がない場合には、今の所ここだけで費用をもつてやるという様な考えは別にもつておりません。

ますので、次の予算の内容とも関係いたしまして、自主的に亘野湾市が両中城と合併すべきであるというふうな基本態度がありますならば、自主財源をもつて、予算にもおり込むべきではないかというふうな考え方にも立ちますけれども、この規約と次の案件との関連について、さしあたりこういうふうなトンネルでもつてやつておこうというお気持ちであるのか、それとも又自主財源を先ず当初の計画におり込んでやるべきお考えはないかどうかその辺についてお聞かせ願います。

市長～協議会の経費、第11条協議会に要する経費は関係市村が負担し、その負担額・支出方法・その他必要な事項は関係市村の長が協議して定める。これについて補助金をもらわないで自主財源でやろうという気持はないかという御質問ですか。

16番～自主的に両中城と合併する基本態度がございましたならば、次の事件の予算の面におきましても、政府の補助金だけでなくして、自主財源をもつて、予算更正もすべきではないかと。さしあたり3月1日の発足であるならば政府の補助金だけで進めて行こうという様なお考えであるのか。その後についての市町村の負担といたした面においどのような様なお考えをもつておられるか。

市長～この第11条にあります様に、関係市村長が協議して、政府補助金によつて進め様うという考えであります。

16番～只今の市長さんの御答弁の中に補助金によつて促進協議会を進め様とお考えの御説明がございましたけれども、亘野湾市自体が自主的にやろうということがございましたならば、政府の補助金はなくともやらなくちやいかんと思います。そういうふうな基本的なお考え方はないかどうか。

市長～政府の補助金がない場合には、今の所こだけで費用をもつてやるという様な考えは別にもっておりません。



議 長～暫休憩いたします。(午後前11時37分)

議 長～再開いたします。(午前11時47分)

5 番～合併案第6条についてお伺いいたします。議長副議長はそれがだれであるか、当然分りますので次の委員各々3名、そして他の公共団体の役員及び学識経験者、この中からいわゆる当てる役員この委員につきまして市長においてはすでに内定済みでありますか。

市 長～こうしたいという腹案はありますが、まだ決定はいたしておりません。

5 番～腹案は出来ている限でありますね。さしつかえなかつたら発表をお願いいたします。

市 長～この3人は常任委員長の3人をお願いしようとかう考えております。その点についてはもし皆さんからそれよりはお互い議会で話合つて選出しようじやないかという事でもおありでしたら、それでもよいと思っております。

5 番～議会以外から推薦されるという委員はどういう方からですか。

市 長～腹案としては3名の市村長で話した場合も色々話ではありましたが、豊野市の場合には大体組合長さん、それから商工会頭さん、それから婦人会長さん、あと1人は教職員会長と学校の問題も大きいから教職員から1人そういうふうな構想であります。

8 番～只今の6条の第1項の議長及び副議長並びに議員3人という質問に対しまして市長は議員各3人という常任委員長を当てるというふうに申されておりますが、私も常任委員長1人ではありますけれども、この常任委員長にこだわらないで、いわゆるこの規約案の5条の3項にも

議 長～暫休憩いたします。(午後前11時37分)

議 長～再開いたします。(午前11時47分)

5 番～合併案第6条についてお伺いいたします。議長副議長はそれがだれであるか、当然分りますので次の委員各々3名。そして他の公共団体の役員及び学識経験者。この中からいわゆる当てる役員この委員につきまして市長においてはすでに内定済みでありますか。

市 長～こうしたいという複案はありますが、まだ決定はいたしておりません。

5 番～複案は出来ている訳でありますね。さしつかえなかつたら発表をお願いいたします。

市 長～この3人は常任委員長の3人をお願いしようとかう考えております。その点についてはもし皆さんからそれよりはお互い議会で話合つて選出しようじゃないかという事でもあつりましたら、それでもよいと思つております。

5 番～議会以外から推薦されるという委員はどういう方からですか。

市 長～複案としては3名の市村長で話した場合も色々話しはありましたが、宜野湾市の場合には大体組合長さん、それから商工会頭さん、それから婦人会長さん、あと1人は教職員会長と学校の問題も大きいから教職員から1人そういうふうな構想であります。

5 番～只今の6条の第1項の議長及び副議長並びに議員3人という質問に対しまして市長は議員各3人という常任委員長を当てるというふうに申されておりますが、私も常任委員長の1人ではありますけれども、この常任委員長にこだわらないで、いわゆるこの規約案の5条の3項にも

ありますように規約の議員各3人と、いわゆるあくまでも議員という中から選出をされて委員を定めてもらいたいというふうに考えております。これはいかがですか。常任委員長とうたわれていなくて議員各3人となっておりますので、その様に進めてもらいたいというふうに思っておりますが、

議長～暫休憩いたします。(午前11時53分)

議長～再開いたします。(午後12時10分)

5番～第6条の委員についてお伺いいたします。委員は次のものをもつてこれに当てる。その内関係市村の議会の議長及び副議長並びに議員各3人となっておりますが、ここでうたわっている処の議会の議長というのは議会を代表しての委員でございますか。お伺いいたします。

市長～議長だけじゃなしに副議長も又外の3人も議会の中からの代表者の委員と併してよいと思えます。

5番～議長だけじゃなくて議長、副議長及び議員3人、計5人の方は議会を代表する委員でございますね。と申しますことは協議会の活動において、いわゆる決定はその他の条項の処にもあります様に半数以上のものが、出席しなければ、これを開く事が出来ないというふうになつております。そうするとこれは5名はと見なしますが、5名ですか。

市長～委員としては5名であります。

5番～もし見解が一致しなかつたらどういうふうになりますか。議会の代表としての委員であるならば必ず見解は一致しなくちやいかんはずであります。仮に5名は正式の協議会の会議において5人の見解が一致しない場合にはどういう事になりますか。

ありますように規約の議員各3人と、いわゆるあくまでも議員という中から選出をされまして委員を定めてもらいたいというふうに考えております。これはいかがですか。常任委員長とうたわれていなくて議員各3人となつておりますので、その様に進めてもらいたいというふうに思っておりますが。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時53分)

議 長～再開いたします。(午後12時10分)

5 番～第6条の委員についてお伺いいたします。委員は次のものをもつてこれに当てる。その内関係市村の議会の議長及び副議長並びに議員各3人こうなっておりますが、ここでうたわている処の議会の議長というのは議会を代表しての委員でございますか。お伺いいたします。

市 長～議長だけじやなしに副議長も又外の3人も議会の中からの代表者の委員と解してよいと思えます。

5 番～議長だけじやなくて議長、副議長及び議員3人、計5人の方は議会を代表する委員でございますね。と申しますことは協議会の活動において、いわゆる決定はその他の条項の処にもあります様に半数以上のものが、出席しなければ、これを開く事が出来ないというふうになっております。そうするとこれは5名は1と見なしますか。5名ですか。

市 長～委員としては5名であります。

5 番～もし見解が一致しなかつたらどういふふうになりますか。議会の代表としての委員であるならば必ず見解は一致しなくちやいかんはずであります。仮に5名は正式の協議会の会議において5人の見解が一致しない場合にはどういふ事になりますか。

市長～議会を代表する委員の5人の見解がまことになつたといふ事になつた場合には、それは正務の議会の代表の5名の委員が見解が一致しないであつたといふ事であつてどうにもならんじやないかと思ひます

5 番～それならば先程の市長の説明にもありました様に5名が議会を代表するのであれば、まず見解が一致しないといふ事はありえないはずであります。しかし私がもし一致しなかつたらという過程に対して、今説明では全く要を得ない答弁でまだ私には意味が充分わかりません。私がお聞きしたい点は議会の代表という立場で協議会の会議に御参加するならば、その5名が協議会において色んな審議において発言する場合には議会の承認を得た範囲での発言であります。それとも白紙委任状の立場で活動をやりますか。

市長～委員でありますから一致々々議会に関かなければ、その委員は発言の権限は出て来ないといふ事はないと思ひます。まかせておられますから。

5 番～まだまかせておりません。議会は

市長～まだ委されてなければ、これは委せらん人は委員にはなれんはずであります。

5 番～そうするところいうふうに解しやくしてよろしいですか今の市長の答弁からしますと

市長～もし議会の方で議長は委員に出来ない、まさせる事は出来ないといふ事であれば結局この規約が通らないといふ事になりますので、委員にはなれんはずであります。

市長～議会を代表する委員の5人の見解がまちまちになつたという事になつた場合には、それは宜野湾の議会の代表の5名の委員が見解が一致しないでまちまちになつたという事であつてどうにもならんじやないかところ思います。

5 番～それならば先程の市長の説明にもありました様に5名が議会を代表するのであれば、まず見解が一致しないという事はありませんはずであります。しかし私がもし一致しなかつたらという過程に対して、今説明では全く要を得ない答弁でまだ私には意味が充分わかりません。私がおききたい点は議会の代表という立場で協議会の会議に加わるならば、その5名が協議会において色んな審議において発言する場合には議会の承認を得た範囲内での発言であります。それとも白紙委任状の立場で活動を行いますか。

市長～委員でありますから一致々々議会に聞かなければ、その委員は発言の権限は出て来ないという事はないと思えます。まかせられておりますから。

5 番～まだまかせておりません。議会は

市長～まだ委されてなければ、これは委せらん人は委員にはなれんはずであります。

5 番～そうするとこういうふうに解しやくしてよろしいですか今の市長の答弁からしますと

市長～もし議会の方で議長は委員に出席しないと、まかせる事は出来ないという事であれば結局この規約が通らないという事になりますので、委員にはなれんはずであります。

5 番～とにかく議会の構成員から協議会の委員になる方は議会の代表という立場で解しやすくしてよろしいですね。

市長～5名の方はこの規約の趣旨からいうとう名の方は議会の代表として委員に加えようそれから執行の代表として市長と助役は加えようという趣旨だと私は解しております

5 番～そうすると仮に議会の代表である立場であればこの議会の代表の立場の方々には議会との関連において必要となり決め、その他の必要な手続きをするかしないかは、議会の問題だというお考えですね。執行当局としては、この5名の方は協議会の活動における処の自分達の活動がどういふふうな立場でやるかという事は議会内部の問題といわゆる取り決めはようが、いちいちその問題に対して議会の承認を得るか得ないかは、この5名と議会の問題というふうに、そういうふうに解しやすくされますか。

市長～委員だかみとして提出されたからには、権限が与えられておりますから5名でも各々ごの考えで委員会には望めるとう思うのであります。しかし議会の代表であるから普通としては議会の意志を首んな聞くんじゃないかとう思っております。

議長～暫休憩いたします。(午後12時11分)

議長～再開いたします。(午後12時12分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって会議を終ることにいたします。

尚明日は休会をして次回は24日の午前10時より再開することいたします。

議長～散会(午後12時20分)

5 番～とにかく議会の構成員から協議会の委員になる方は議会の代表という立場で解しやすくしてよろしいですね。

市長～5名の方はこの規約の趣旨からいうと5名の方は議会の代表として委員に加えようそれから執行の代表として市長と助役は加えようという趣旨だと私は解しております

5 番～そうすると仮に議会の代表である立場であればこの議会の代表の立場の方々は議会との関連において代表必要とり決め、その他の必要な手続きをするかしないかは、議会の問題だというお考えですね。執行当局としては、この5名の方は協議会の活動における処の自分達の活動がどういうふうな立場でやるかという事は議会内部の問題いわゆる取り決めはようが、いちいちその問題に対して議会の承認を得るか得ないかは、この5名と議会の問題というふうに、そういうふうに解しやすくされますか。

市長～委員だからとして選出されたからには、権限が与えられておりますから5名でも各々この考えで委員会には望めるところ思うのであります。しかし議会の代表であるから普通としては議会の意志を皆んな聞くんじゃないかと思うております。

議長～暫休憩いたします。(午後12時11分)

議長～再開いたします。(午後12時12分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を終ることにいたします。  
尚明日は休会をして次回は24日の午前10時より再開することにいたします。

議長～散会(午後12時20分)